

# 木材産業成長産業化促進対策事業補助金交付要綱

- 制定 平成30年5月23日付け30信木利第14号
- 一部改正 平成31年3月29日付け30信木利第138号
- 一部改正 令和4年4月28日付け4信木利第19号
- 一部改正 令和4年12月13日付け4信木利第111号
- 一部改正 令和5年5月12日付け5信木利第20号
- 一部改正 令和6年2月28日付け5信木利第116号
- 一部改正 令和6年5月16日付け6信木利第38号
- 一部改正 令和7年2月25日付け6信木利第164号
- 一部改正 令和7年5月7日付け7信木利第33号
- 一部改正 令和8年5月11日付け8信木利第28号

## (趣 旨)

第1 この要綱は、林業及び木材産業等の振興を図るため、市町村及び木材関連業者等の組織する団体等が行う木材産業成長産業化促進対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下、「規則」という。）、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (事業の種類、経費、補助率及び補助事業者)

第2 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業の種類、経費、これに対する補助率及び補助事業者は、別表のとおりとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は補助金の交付の対象としない。
- (1) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
  - (2) 県税に未納がある者
  - (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする事業
  - (4) 公序良俗に反する事業

## (補助金交付の条件)

第3 次の各号に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容のうち、別表に掲げる重要な変更をしようとするときは、速やかに知事に申請して承認を受けること。
- (2) 別表に定める経費は、事業の種類ごとに相互に流用してはならないこと。
- (3) 補助事業を中止若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。）は、速やかに知事に申請して承認を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、財産管理に関する規程を定

め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したときは、当該補助事業に係る補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(6) 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

2 知事は、前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、経費の使用法その他について条件を付することができる。

(申請書の様式等)

第4 規則第3条に規定する申請書は、木材産業成長産業化促進対策事業補助金交付申請書(別表の1、3の事業)又は木造公共施設整備事業補助金交付申請書(別表の2の事業)若しくは木材産業成長産業化促進対策事業補助金変更交付申請書又は木造公共施設整備事業補助金変更交付申請書によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業計画書

(2) 設計書

3 第1項及び第2項に規定する書類の提出期限は、別に定める。

4 第1項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。

ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。この場合において、補助事業者は、第8第4項又は第5項の規定により、報告をするものとする。

(変更承認申請等)

第5 第3第1項第1号及び第3号の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 第3第1項第1号の場合

木材産業成長産業化促進対策事業変更承認申請書(別表の1、3の事業)

木造公共施設整備事業変更承認申請書(別表の2の事業)

(2) 第3第1項第3号の場合

木材産業成長産業化促進対策事業中止(廃止、完了期限延長)承認申請書(別表の1、3の事業)

木造公共施設整備事業中止(廃止、完了期限延長)承認申請書(別表の2の事業)

2 軽微な変更をしようとするときは、木材産業成長産業化促進対策事業変更報告書又は木造公共施設整備事業変更報告書により速やかに知事に報告するものとする。

(交付申請の取下げ)

第6 規則第7条第1項の規定による交付申請の取下げは、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に知事に提出して行うものとする。

(状況報告書の様式等)

第7 規則第10条に規定する状況報告は、木材産業成長産業化促進対策事業遂行状況報告書又は木造公共施設整備事業遂行状況報告書によるものとする。

2 補助事業者は、交付決定を受けた事業に関する遂行状況を四半期毎に把握し、前項に規定する状況報告書により、当該四半期の最終月の翌月の15日までに知事に報告するものとする。

(実績報告書の様式等)

第8 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、次の各号によるものとする。

(1) 木材産業成長産業化促進対策事業実績報告書(別表の1、3の事業)

(2) 木造公共施設整備事業実績報告書(別表の2の事業)

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業実績書

(2) 精算設計書

3 第1項及び第2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日とする。

4 第4第4項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して別に定める様式により報告するものとする。

5 第4第4項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別に定める様式により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還するものとする。

また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、規則第13条第1項の補助事業の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告するものとする。

(補助金交付の請求)

第9 補助事業者が補助金の交付(概算払を含む。)を請求しようとするときは、木材産業成長産業化促進対策事業補助金交付(概算払)請求書又は木造公共施設整備事業補助金交付(概算払)請求書を知事に提出するものとする。

(申請書等の様式)

第10 この要綱に規定する申請書の様式は、別に定める。

(書類の提出部数及び経由)

第11 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、1部とし、所管地域振興局長を経由するものとする。ただし、事業が県全域にわたる場合は、知事に直接提出するものとする。

なお、別に定める要領により知事に提出する書類を局長としている場合は、知事を局長と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年度の事業から適用する。
- 2 本要綱の施行前に県産材供給体制整備事業補助金交付要綱の規程により行うこととされている報告等については、この通知の施行後も、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年度の事業から適用する。
- 2 この改正前に木材関係事業補助金交付要綱に基づいて平成 30 年度までに実施された木造公共施設整備事業に係る報告等については、この通知施行後も、なお従前の例による。
- 3 この改正前の本要綱に基づいて平成 30 年度に実施された信州産ペレット消費拡大事業に係る報告等については、この通知施行後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 8 年度の事業から適用する。

## 別表

事業の種類	経費	補助率	補助事業者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 木材産業成長産業化促進対策事業（林業・木材産業循環成長対策（木材需要拡大・木材産業基盤強化対策））	1 補助事業者が、木材産業成長産業化促進対策事業計画に基づいて行う次に掲げる施設整備等に要する経費 （1）木材加工流通施設整備 （2）森林バイオマス等活用施設整備	2分の1以内	市町村、森林組合、木材関連事業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人等	1 補助金の増額 2 整備区分1ごとの事業費の30%を超える増減	1 事業実施主体の変更 2 整備区分1の新設又は廃止 3 整備区分1ごとの施行箇所又は設置場所の変更 4 整備区分1ごとの主要工事内容及び施設の主要構造又は機械器具等の機能及び品目の変更
	（3）未利用間伐材等活用機材整備	2分の1以内	市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者及び民間事業者等		
	（4）木質バイオマス供給施設整備 （5）木質バイオマスエネルギー利用施設整備	3分の1以内 ただし、別に定める「地域内エコシステム」の構築等に資する取組に位置付けられる施設並びに機械及びその付帯施設にあっては2分の1以内。なお以下に規定する場合を除く。木質バイオマス供給施設整備について、電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた発電施設（以下「発電施設」という。）に供給することを主たる目的とする施設（以下「供給施設」という。）の補助率は以下（1）～（3）のとおり。 （1）発電施設が別に定める「地域活用要件」の内容を満たし、かつ供給施設が「地域内エコシステム」の構築等に資する仕組である場合は、2分の1以内。 （2）発電施設が「地域活用要件」の内容を満たさず、かつ供給施設が「地域内エコシステム」の構築等に資する取組でない場合は、15%以内。 （3）上記以外の場合は、3分の1以内。			
2 前項の第1号から第5号に掲げる施設整備（以下「整備区分1」という。）の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等の実施に要する経費 （1）附帯事業費	2分の1以内	整備区分1を行う補助事業者			
2 木造公共施設整備事業（林業・木材産業成長産業化促進対策）	1 木造公共建築物等の整備に要する経費	2分の1以内 ただし、木造公共施設、木製外構施設等については、特にモデル性が高いもの等を除き定額（15%以内）、木質内装については定額（3.75%以内）	市町村、地方公共団体が出資する法人、特別区及び地方公共団体の組合その他「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令」（平成22年政令第203号）第1条に規定する公共建築物の整備主体	1 補助金の増額 2 整備区分2ごとの事業費30%を超える増減 3 事業費の工事雑費又は事務雑費への流用 4 附帯事業費の変更	1 事業実施主体の変更 2 整備区分2の新設又は廃止 3 整備区分2ごとの施行箇所又は設置場所の変更 4 整備区分2ごとの事業量の30%を超える増減 5 整備区分2ごとの主要工事内容及び施設の主要構造の変更
	2 前項の施設整備（以下「整備区分2」という。）の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等の実施に要する経費 （1）附帯事業費	2分の1以内			

事業の種類	経費	補助率	補助事業者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
3 木材産業循環成長対策事業(合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金)	1 補助事業者が、木材産業成長産業化促進対策事業計画に基づいて行う次に掲げる施設整備等に要する経費 (1) 木材加工流通施設整備 (2) スtockヤード整備	2分の1以内	市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人及び地方公共団体等の出資する法人 その他県知事が認めるもの	1 補助金の増額 2 事業費の30%を超える増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止 3 事業の施行箇所又は設置場所の変更 4 事業量の30%を超える増減 5 主要工事内容及び施設の主要構造の変更
	(3) 未利用間伐材等活用機材整備	2分の1以内	市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者及び民間事業者等		
	(4) 木質バイオマスエネルギー利用施設整備 (5) 木質バイオマス供給施設整備	2分の1以内 ただし、再生可能エネルギーの電気の利用の促進に関する特別措置法第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた発電施設（以下「発電施設」という。）に供給することを主たる目的とする施設（以下「供給施設」という。）の補助率は以下（1）、（2）のとおり。 (1) 発電施設が別に定める「地域活用要件」の内容を満たす場合は、2分の1以内 (2) 発電施設が「地域活用要件」の内容を満たさない取組である場合は、3分の1以内			